

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務題目
科学技術システムの状況の時系列観測の実施と応用（NISTEP 定点調査 2021）
- (2) 委託業務の目的等
入札説明書による。
- (3) 委託業務実施期間
契約締結日から令和4年3月31日
- (4) 入札価格の算定
入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。
- (5) 入札方法
落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和3年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
科学技術・学術政策研究所総務課経理係 委託担当
電話 03-3581-2392 内線 7429
E-Mail : keiyaku[at]nistep.go.jp（メール送信の際は、[at]を @に変換）
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3.（1）の交付場所又は電子メールにて交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

令和3年6月 9日 16時00分 科学技術・学術政策研究所会議室
Web 会議方式（利用予定システム：CISCO Webex Meetings）も利用する。

参加希望者は、令和3年6月8日正午までに(1)の問合せ先まで電話連絡の上、
(1)のメールアドレスに、いずれの方式で参加するか、参加予定者氏名、電話番号、
会議情報送付先メールアドレスを記載し送付のこと。

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

令和3年6月29日 12時00分

(5) 技術審査の日時及び場所

令和3年7月 6日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室
Web 会議方式も利用する。（詳細は、入札説明書をご確認ください。）

(6) 開札の日時及び場所

令和3年7月20日 14時00分 科学技術・学術政策研究所小会議室

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封をした入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

令和3年6月3日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長

菱 山 豊
(公印省略)

仕 様 書

1. 委託業務題目

科学技術システムの状況の時系列観測の実施と応用（NISTEP 定点調査 2021）

2. 委託業務の目的

文部科学省科学技術・学術政策研究所では、研究費の使いやすさ、基礎研究の多様性など通常の研究開発統計からは把握しにくい、日本の科学技術やイノベーション創出の状況について、産学官の研究者や有識者への意識調査から明らかにすることを目的として、「科学技術の状況に係る総合的意識調査」（以下、「NISTEP 定点調査¹」という。）を 2006 年度から毎年実施している（第 1 期 2006 年度～2010 年度、第 2 期 2011 年度～2015 年度、第 3 期 2016 年度～2020 年度）。

本調達においては、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画期間中（2021 年度～2025 年度）に実施する第 4 期 NISTEP 定点調査のうち、2021（令和 3）年度に係る調査を実施するために必要となる業務の一部を委託することを目的とする²。

3. 委託業務の内容

受託者は、業務の実施にあたって、以下の（１）～（９）を実施すること。また、科学技術・学術政策研究所（以下、「当研究所」という。）と定期的に打ち合わせ（2 ヶ月に 1 回程度）を行い、業務の進捗報告等を行うとともに、確認が必要な事項や疑義が発生した場合は、当研究所側担当者と随時協議し、その指示を仰ぐこと。2021 年 11 月に調査を開始するための工夫があれば提案書に示すこと。

（１）調査対象候補者・推薦者リストの作成

NISTEP 定点調査の調査対象者は、①大学・公的研究機関グループ、②俯瞰グループの 2 つのグループから構成される³。原則として調査対象者は当研究所により直接的に選定されるが、一部の調査対象者は推薦者を通じて間接的に選定される。そこで、直接的に選定される調査対象者及び推薦者につき、調査対象候補者・推薦者リストを作成する。それぞれのグループについて、調査対象候補者・推薦者リストを作成すること。調査対象候補者・推薦者リストには、調査対象候補者・推薦者の氏名、所属・役職、連絡先（住所や電子メールアドレスなど）の情報（以下、「連絡先情報」という。）を含むこと。なお、それぞれのグループの構成と概数（最大）は以下のとおりである。2021 年 11 月中に調査の実施を開始するために、効果的に連絡先情報の探索を行う方法があれば提案書に示すこと。

【大学・公的研究機関グループ】

A) 「当研究所が指定する大学・公的研究機関等」の長⁴（約 200 名）

¹ 「NISTEP 定点調査」

同一の調査対象者に対して、同一の質問票調査を 5 年間継続して行うことで、主観的に把握される日本の科学技術やイノベーションの状況変化を追跡する調査である。

² 第 4 期 NISTEP 定点調査の 5 年間の計画（予定）については別紙 1 を参照のこと。

³ グループの名称・数は、今後の検討を通じて変更の可能性がある。ただし、調査対象者候補者・推薦者数および調査対象者数全体の上限は、本仕様書の水準を上回らない。

⁴ 「当研究所が指定する大学・公的研究機関等」の長は調査対象候補者と推薦者の両方に該当する。調査への参

- B) 「当研究所が指定する大学・公的研究機関等の部局・事業所」の長⁵（約 500 名）
- C) 「当研究所が指定する研究開発プロジェクト」の研究責任者・共同研究者等（約 1,250 名）

【俯瞰グループ】

- A) 産業界等有識者、研究開発とイノベーションの橋渡しに携わる方、政策のための科学の関係者等（連絡先情報を抽出するための情報源については当研究所から別途指定、約 2,200 名）

(2) 調査対象者リストの作成

受託者は、(1) で作成したリストに基づき、以下の①～②を実施すること。2021 年 11 月中に調査の実施を開始するために、効果的に調査対象候補者等への協力打診や推薦依頼を行う方法があれば提案書に示すこと。

① 調査対象候補者等への協力打診や推薦依頼

アンケートの実施に先立ち、調査対象候補者等に書面にて調査への協力や推薦(大学・公的研究機関グループの B)のうち、部局長からの推薦分)を依頼し、承諾・推薦を得ること。調査への承諾・推薦と併せて、調査対象候補者の所属・役職、連絡先も確認すること。協力打診や推薦依頼への返信は、往復はがき又は専用サイトからの返信で行うこと。なお、専用サイトを用いる場合、サーバは委託業者で準備すること。

また、返信の回収状況に応じて書面にて督促を行うこと。ただし、督促対象者については、最終的な調査対象者の属性バランスを考慮し、当研究所側担当者との相談の上決定すること。

② 調査対象者リスト作成・管理

①により調査への協力の承諾が得られた調査対象候補者を調査対象者とするものとし、調査への協力依頼発送等のための調査対象者リストを作成すること。なお、調査対象者数は、最大 3,200 名程度を想定している。

調査協力依頼対象者数又は推薦者数と調査対象者数の関係

大分類	小分類	調査対象候補者又は推薦者数	調査対象者数
大学・公的研究機関グループ	A)「当研究所が指定する大学・公的研究機関等」の長	200	400 (Aに推薦されたマネジメント実務担当者数を含む)
	B)「当研究所が指定する大学・公的研究機関等の部局・事業所」の長	500	1600 (Bに推薦された現場研究者数)
	C)「当研究所が指定する研究開発プロジェクト」の研究責任者	1250	500

加依頼とともに、マネジメント実務担当者(リサーチ・アドミニストレーター(URA)及びインスティテューショナル・リサーチ(IR)課の課・室長クラス、経営企画部門長)の最大 2 名までの推薦を依頼する。

⁵「当研究所が指定する大学・公的研究機関等の部局・事業所」の長は推薦者に該当し、最大 4 名の研究者の推薦依頼を行う。最終的には約 1,500 名の現場研究者を調査対象者として選定する。当研究所が貸与する情報を参照し、推薦依頼を行う部局に第 3 期 NISTEP 定点調査の回答者が所属している場合、その回答者の情報を参考情報として依頼時に添付すること。

	者・共同研究者等		
俯瞰グループ	A) 産業界等有識者、研究開発とイノベーションの橋渡しに携わる方、政策のための科学の関係者等	2200	合わせて 700 程度
合計		4150	最大 3200 程度

(3) 2021 年度ウェブアンケートの実施準備

アンケートはウェブ上で行うものとし、ウェブアンケート実施の準備として以下の①～⑭を行うこと。回答の形式は、チェック欄式、複数の項目からの選択式（1つ、あるいは順位付けで複数）、自由記述式であり、質問票の質問数は、最大 150 問程度（属性情報を含む）を想定している。

- ① ウェブアンケートを実施するサーバは受託者が準備すること。
- ② 調査対象者ごとに ID およびパスワードを設定すること。
- ③ ID は数字 5 桁、パスワードは英数字 5 桁（ID から容易に類推できないもの）とすること。
- ④ 当研究所から提供する質問票を用いて、回答するための入力画面を作成すること。
- ⑤ 調査対象者用の入力方法に関する操作マニュアルを作成するものとし、操作マニュアルは電子媒体と紙媒体の両方を準備すること。紙媒体（最大 3,000 部、3 ページ、カラー印刷）については、ウェブアンケートへの協力依頼とともに郵送にて、調査対象者に送付すること。
- ⑥ 「NISTEP 定点調査 2021」ウェブ入力トップページを作成すること（接続アドレスの設定を含む）。
- ⑦ トップページには、ID 入力欄、パスワード入力欄を設けるものとし、トップページに ID・パスワードを入力しログインすると、回答を入力する画面に移行すること。
- ⑧ 回答者によって表示する質問項目を変更可能なようにすること。どの回答者が、どの質問に回答するかは、当研究所が指定する。
- ⑨ ログイン画面の冒頭に調査依頼文書、質問票、操作マニュアルを掲載すること。
- ⑩ 調査対象者の氏名、所属・役職、連絡先等（以下、「属性情報」という。）を確認する画面を作成するものとし、(2) で作成した調査対象者リストを用いて、所定の位置に属性情報を自動表示すること。必要に応じて属性情報の修正が可能ないようにすること。
- ⑪ 入力作業中のデータは、回答途中でも随時保存を可能とすること。また、再度ログインした時に回答途中より入力することが可能とすること。
- ⑬ 回答データを送信する前に、質問票と回答内容を表示する「内容確認画面」を表示すること。また、当該画面の印刷および回答内容の修正ができるようにすること。
- ⑭ 受託者は回答データを受信した後、回答者に回答データを受理した旨の返信を行うこと。

(4) 2021 年度ウェブアンケートの実施および回収

受託者は、ウェブアンケートの実施にあたって、以下の①～④を行うこと。なお、回収

率は90%程度を目標とする⁶。ウェブアンケートの実施期間は2021年11月～2022年3月（催促期間を含む）を想定しており、調査協力者への謝礼の支払いは行わないものとする。目標回収率を実現するための工夫があれば提案書に示すこと。

- ① (2)で更新した調査対象者リストを用いて、郵送にてウェブアンケートの協力依頼を行うこと。
- ② 当研究所で用意する発送用封筒に、1) 調査依頼文、2) NISTEP 定点調査の活用状況、3) ウェブアンケート画面へのアクセス方法およびID・パスワードを記した資料、4) ウェブアンケートの操作マニュアルを封入すること。なお、協力依頼が不達の場合は、可能な限り調査対象者の連絡先を確認し、協力依頼を再送すること。
- ③ 調査対象者が、紙媒体の質問票を希望する場合は、返信用封筒と共に紙媒体の質問票および直近の回答結果を送付すること。紙媒体の送付数は50程度を想定している。
- ④ その他、ウェブアンケート画面の操作方法、調査対象者の連絡先の変更等の問合せや連絡に対応すること（調査の趣旨や質問票の内容についての問い合わせは当研究所で対応）。
- ⑤ 回答期限の1～2週間前に期限を知らせる葉書を、期限の1～2週間後にIDやパスワード等の情報を含んだ督促を封書にて送付すること。また、督促に記述の期限を過ぎても返信の無い調査対象者については電話で督促を行うこと。問い合わせ内容および回収状況は、逐次当研究所担当者に連絡すること。

(5) 2021年度ウェブアンケート結果の整理および各種集計

受託者は、(4)で実施したアンケートの結果について、紙媒体による回答結果のデータ入力および各種集計を行うこと。入力や各種集計のフォーマットは当研究所にて指定する。

(6) 調査対象者リストの更新

受託者は、調査対象者リストの属性情報を、(4)で回収されたアンケート結果をもとに更新すること。

(7) 自由記述回答等のクリーニング

受託者は、(5)の集計結果のうち、以下に示すような例について、自由記述回答等の削除又は修正（以下、「クリーニング」という。）を行うこと。なお、自由記述回答等のクリーニングには、文章校正ツールを活用すること。自由記述回答等の記述数は、最大で100万字程度（これまでの実績からの推計）を想定している。自由記述回答等のクリーニングを効率的に行う工夫があれば提案書に示すこと。

① 削除対象の記述の例

- ・単に「評価を上げた」、「3→4とした」のように動きのみを述べている記述
- ・「回答者変更のため」という記述や類似の記述
- ・「分からない」という記述や類似の記述
- ・「同上」や「上と同じ」という記述や類似の記述
- ・「なんとなく」、「印象として」という記述や類似の記述

⁶ 過去5年間の調査では、いずれも回収率は90%を超えている。

- ・「アンケートはウェブで行って下さい」など質問の内容と全く関係ない記述
- ② 修正対象の記述の例
 - ・ 特定人物や大学の名称が載っている記述。その部分は、○（文字数と同じ数の○）に変更すること。
 - ・ 判読不明は○（文字数と同じ数の○）に変更すること。
- ③ 明らかな誤字脱字

(8) 委員会運営補助

当研究所が運営する定点調査委員会について、委員会資料の一部作成および出席を行うこと。なお、委員の委嘱、委員への旅費や謝金の支払い、委員会の日程調整、開催場所の確保は当研究所が行う。委員会は以下を想定している。

- 開催回数： 最大2回
- 開催場所： オンライン、または当研究所または文部科学省の会議室
- 支援範囲： 委員会資料の一部作成および出席

(9) 委託業務成果報告書の作成

本委託業務の成果を明示化するために、(1)～(8)を記述した委託業務成果報告書を作成すること。

4. 委託業務実施期間

契約日から令和4年3月31日

5. 成果物

委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において「電子媒体および紙媒体」としたものは電子媒体および紙媒体（各1部）を提出すること。成果物には以下のものを含む。

- ・ 調査対象候補者等リスト
（調査対象候補者等への協力打診時点）
- ・ 調査対象者リスト
（アンケート依頼時点及びアンケート結果をもとに更新したもの）
- ・ アンケート結果の入力データ
（指定されたフォーマットに入力したもの）
- ・ 自由記述回答等についてクリーニングを行った結果
（指定されたフォーマットに入力したもの）
- ・ アンケート結果の各種集計結果
（指定されたフォーマットに入力したもの）
- ・ 委託業務成果報告書 [電子媒体および紙媒体]

6. 業務遂行要件

(1) 業務遂行の要件

- ① 本委託業務の実施予定組織もしくは部門が、プライバシーマーク、ISMS 認証、TRUSTe マークの少なくともいずれか一つ以上の認証を受けていること。
 - ② 業務実施に必要な個人情報の適切な保護管理体制を整備すること。
- (2) 「総合評価基準」に示された要求要件
- ① 本委託業務に係る応募者に求める要求要件は別に示す総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」による。
 - ② 「評価項目及び得点配分基準」に示す要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
 - ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、
 - ④ 技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
 - ⑤ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
 - ⑥ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は総合評価基準に基づくものとする。
- (3) 要求要件の詳細
- 別紙の総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

7. 無償貸付を行う資料

当研究所は、受託者に対し、下記の電子媒体の無償貸付を行う。

- (1) 3. (1) 及び (2) にかかわるもの
 - ・ 第3期 NISTEP 定点調査の調査対象者リスト
 - ・ 調査対象候補者への協力依頼文
 - ・ 調査への協力依頼発送用封筒
- (2) 3. (3) 及び (4) にかかわるもの
 - ・ 質問票
 - ・ ウェブアンケートへの協力依頼文
 - ・ 期日を知らせる電子メールまたは葉書の文面
 - ・ 督促の葉書の文面
 - ・ ウェブアンケートへの協力依頼発送用封筒
- (3) 3. (5) 及び (7) にかかわるもの
 - ・ アンケート結果（自由記述を含む）の入力フォーマット
 - ・ アンケート結果の集計フォーマット

8. 守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た情報を如何なる者にも開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用、複写、複製、又は改変してはならない。
- (3) 受注者は、個人情報等の取り扱いについて、「文部科学省の保有個人情報等に管理に関

する規則（平成27年12月17日文科科学省訓令第29号）第47条の規定によるものとし、個人情報等を適切に保護管理しなければならない。

9. 届出義務

受注者は、提案書類の提出後、技術審査の日までにおいて、第三者から資格や認定の取消しを受けるなどの後発事象により、提案書の内容に変更が生じることが判明した場合には、速やかに発注者に届け出ること。

10. その他

- (1) 本委託業務に伴う知的財産は当研究所に帰属するものとする。ただし、成果物を作成するために受託者が開発したツール、本業務のために受託者が提供した知的財産の権利及び受託者が既に有していた著作権については受託者に権利が留保される。
- (2) 受託者は、この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、当研究所担当者と適宜協議を行うものとする。
- (3) 本委託業務の実施にあたっては、当研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

委託業務を含む当該調査研究の概要

1. 調査研究の目的

科学技術システムの状況と変化については、これまで定量的データによって観測されるのが主であった。当研究所における分析の代表の一つが、科学技術指標である。科学技術指標では、研究開発費や研究者数といった研究開発のインプット、論文や特許といった研究のアウトプットについての指標を体系的に示している。

科学技術指標は科学技術政策の立案等における貴重な基礎資料として活用されている。しかし、科学技術基本計画に基づいて行われているさまざまな施策の効果を定量的に把握するのは難しい面もある。例えば、研究開発費の使いやすさがその一例に挙げられる。また、色々な選択肢がある中で、何の必要度が高いかについても定量的データからは明らかに出来ない。このように定量的データのみで示すことのできない事柄や、科学技術政策の効果をより直接的に把握する定性的観測手法の開発と応用が本調査研究の目的である。

2. 調査研究の概要

(1) 先行調査研究の状況

当研究所では、一線級の研究者や有識者への継続的な意識調査を通じて、我が国の科学技術やイノベーションの状況をモニタリングする調査（NISTEP 定点調査）を 2006 年度から 3 期 15 年間にわたって実施した。この調査の特徴は、毎年一回、同一の質問票調査を同一の回答者集団に対して継続的に行う点である。

これまでの調査から NISTEP 定点調査は、科学技術やイノベーション創出の状況を包括的にモニタリングするのに有効なツールであることが示された。NISTEP 定点調査から得られる情報は政策立案においても有用と考えられており、多くの結果が科学技術政策の立案のための基礎資料として各種審議会に用いられている。第 6 期科学技術・イノベーション基本計画期間中に、更に発展させた調査を実施することで、これまで以上に政策立案や評価に役立つデータの構築を目指す。

(2) 当該調査研究の内容および手法

2021 年度（一部 2020 年度から先行して実施）は第 4 期 NISTEP 定点調査の調査設計と第 1 回目となる調査を実施する。2022 年度以降は、継続して調査を実施することで、我が国の科学技術やイノベーション創出の状況変化を調査する。

研究者や有識者への意識調査による科学技術やイノベーションの状況把握という NISTEP 定点調査の基本方針は変更しない。しかし、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画期間中に、更に発展させた調査を実施することで、これまで以上に政策立案や評価に役立つデータの構築を目指す。

実際の調査設計や実施に際しては、有識者からなる委員会を設置し、適時助言を得る。

① 調査設計（2020 年 12 月～2021 年 9 月）

- ・ 調査対象者の検討
- ・ 質問票の設計・意見照会等

→ 継続して状況を把握すべき事項は何か、2025年度までの5年間を見越して、これから論点となる事項は何か。また、それらの質問を誰に行うか。

② 2021年度調査実施準備 (2021年4月～9月)

- ・ 調査対象候補者のリストアップ
- ・ 調査対象候補者への打診作業
- ・ 調査対象者リストの確定
- ・ ウェブアンケート実施の準備

③ 2021年度調査の実施 (2021年秋～冬)

2016年度は第1回目となる調査を実施する。

④ 定点調査を補完する定量的データの収集 (随時)

主観データと定量データの比較を行なうために、定点調査によって得られた主観データを補完する定量データ (科学技術指標等) の収集を進める。

⑤ 2021年度調査の分析及び報告書の取りまとめ (2021年1月～3月)

2021年度調査の分析及び報告書の取りまとめを行う。報告書案を作成した段階で、定点調査委員会を開催し、報告書案について議論を行う。

3. スケジュールと作業分担

(1) 2021年度の年間スケジュール

	2021年												2022年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
(1)調査設計	調査対象者の検討(NISTEP)	←→														
	質問票の設計・意見照会等(NISTEP)	←→														
	深掘調査の検討(NISTEP)	←→														
(2)調査実施準備	調査対象候補者のリストアップ(NISTEP、委託先)	←→														
	調査対象候補者への打診作業(委託先)			←→												
	調査対象者リストの確定(委託先)					←→										
	ウェブアンケート実施の準備(委託先)					←→										
(3)調査実施	2021年度ウェブアンケートの実施および回収、整理および各種集計(委託先)															
(4)定量的データの収集(NISTEP)	←→															
(5)自由記述分析手法の改善	随時実施															
(6)過去のNISTEP定点調査の詳細分析	←→															
(7)分析及び報告書の取りまとめ(NISTEP)																←→
定点調査委員会(NISTEP)																報告書

(2) 5年間スケジュール

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
調査設計	←→				
調査実施・分析	←→	←→	←→	←→	←→
調査報告					
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	最終報告書

以上

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する【科学技術システムの状況の時系列観測の実施と応用（NISTEP定点調査2021）】に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「【科学技術システムの状況の時系列観測の実施と応用（NISTEP定点調査2021）】」

評価項目及び得点配分基準（*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	評価基準	
		基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案(特に、承諾率・回収率を上げるための独自の提案)がされていればその内容に応じて観点する。）	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	/
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。（調査実施手法に事業成果を高めるための工夫 [効果的に連絡先情報の探索を行う方法、自由記述のクリーニングにかかる工夫など]があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	/
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。2021年11月中に調査を開始するための提案がなされていたらその内容に応じて加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	10
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	3
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	/
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	/	3
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	/
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制	/	3
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。 （問い合わせ対応のための人員補助体制の内容に応じて加点する）	/	3
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	/
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	/	5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	5
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る) ○ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くろみん認定企業・プラチナくろみん認定企業)を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	/	5
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「【科学技術システムの状況の時系列観測の実施と応用（NISTEP定点調査2021）】」加点点与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	3	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	3	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点点を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・認定段階3		3	
・プラチナえるぼし認定		5	
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・プラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定			
・ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点点する。			